

議案第 1 1 号

関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 6 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

消防団員の出勤報酬を創設するため、この条例を定めようとする。

関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する 条例

関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年関市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条第3項中「前2項」を「第2項及び第4項」に、「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 出動報酬は、4月1日から9月30日まで及び10月1日から3月31日までの2期に分け、それぞれの期間分について、これらの期間の終了する日の属する月の翌月に支給する。

第12条第1項中「報酬を」を「年額報酬を」に改め、同項の表中「報酬（年額）」を「年額報酬」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 団員が災害及び警戒のために出動した場合は、出動時間が2時間を超えるまでごとに2,000円の出動報酬を支給する。

第12条に第1項として次の1項を加える。

団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第13条第1項中「火災その他の災害、」を削り、同項後段を削り、同項の表災害出動 警戒の項を削る。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の第13条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出動した場合について適用し、同日前に出動した場合については、なお従前の例による。